

「効果的な学習環境に関する調査」のデータ使用に係る覚書

国立教育政策研究所文教施設研究センター（以下、「甲」という。）と東京工業大学教育施設環境研究センター（以下、「乙」という。）は、甲が「効果的な学習環境に関する調査への協力について（依頼）」（事務連絡 平成 31 年 2 月 8 日）により収集したデータ（以下、「当該データ」という。）の使用許諾に関し、次の各条のとおり覚書（以下「本覚書」とする。）を締結するものとします。

（知的財産権）

第 1 条 当該データ及び関連資料の著作権、その他の権利は、甲又はデータ提供元に帰属します。

（利用目的）

第 2 条 当該データの利用目的は、全国の公立中学校において、学校施設・設備がどのように使用され、どのように評価されているかを分析することを通じて、効果的な学校施設整備に資することとします。

（使用許諾）

第 3 条 甲は乙に対して、前条の利用目的に合致する範囲の使用に限り、当該データの使用権を許諾します。

2 乙が当該データを調査研究、分析等の目的に使用する際、甲と乙は緊密な連携を図るよう配慮することとします。

（複製等の禁止）

第 4 条 乙は、当該データについて、き損などに備え重複して保存する場合、又は送信先と共有しなければ目的を達成することができない場合以外には、複製、持ち出し、送信その他データの適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならないものとします。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りではありません。

（利用の制限）

第 5 条 乙は、当該データを第 2 条の利用目的の範囲外で自ら利用し、又は第三者に貸与、譲渡その他の方法による提供をしてはならないものとします。

（秘密の保持）

第 6 条 乙は、当該データを用いた分析を行うに当たっては、必要に応じて当該データの電

子ファイルを暗号化する等、情報の漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならぬものとしします。

(紛失等)

第7条 乙は、災害又は事故のほか、自らの不注意などにより当該データを紛失した場合、情報が漏えいしていることが判明した場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに甲へ報告するものとしします。

(成果物の公表)

第8条 乙が当該データを用いた研究成果を発表する際は、個別の学校の回答結果を示すのではなく、全体を集計、分析した結果を示すよう配慮するとともに、使用データの出典を明記することとし、公表内容について甲に対して事前に十分な時間をもって報告するものとしします。

(協議)

第9条 本覚書に定めのない事項について、これを定める必要があるとき、又は本覚書の規定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとしします。

この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

令和元年6月5日

(甲) 東京都千代田区霞が関3-2-2
国立教育政策研究所
文教施設研究センター長 丹 沢 広 行

(乙) 東京都目黒区大岡山2-12-1
東京工業大学 環境・社会理工学院
教育施設環境研究センター長 大 佛 俊 泰